

平成28年度第1回事業評価委員会資料

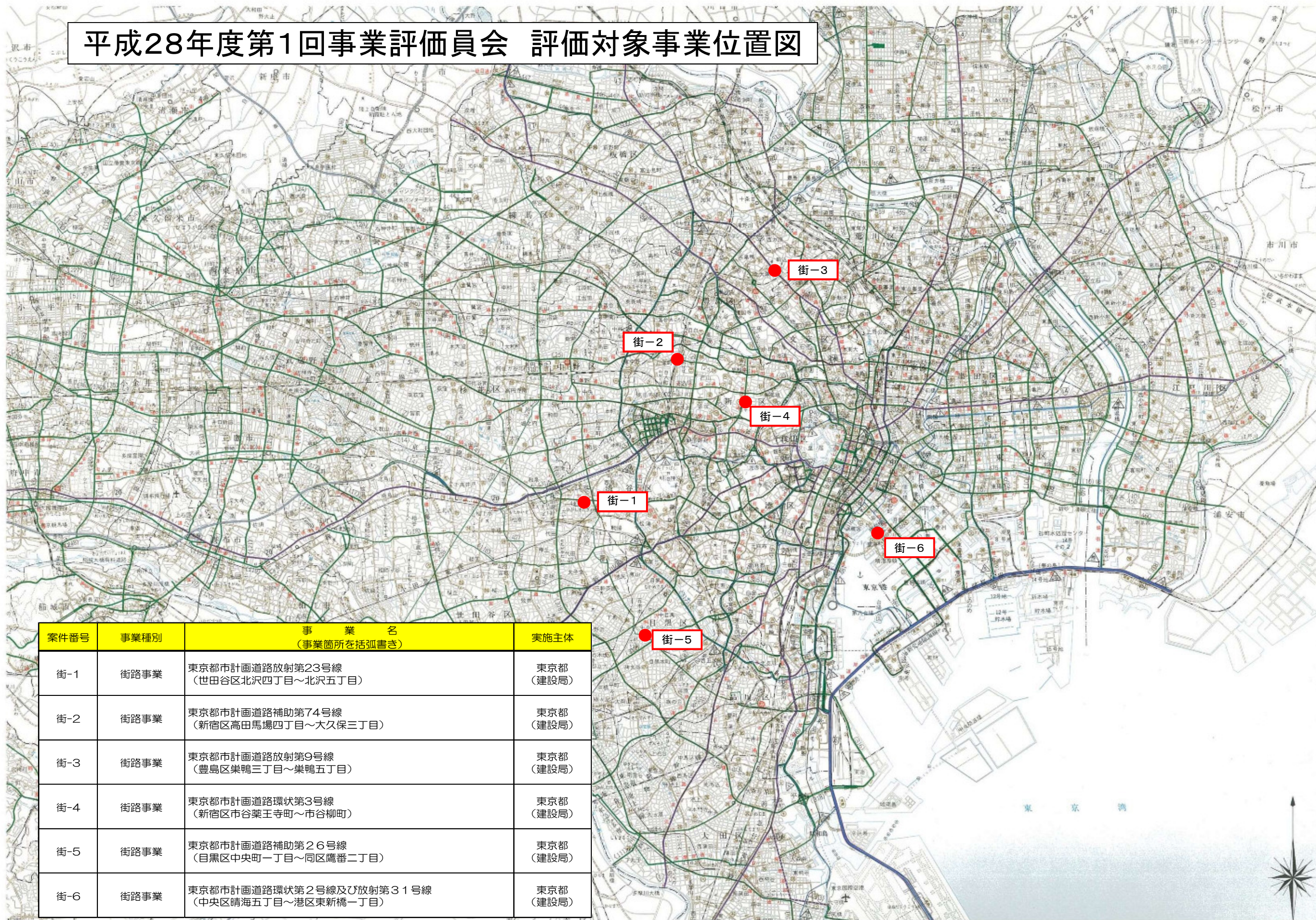
評価対象事業案内

平成28年 6月23日(木)

目次

	平成28年度第1回事業評価委員会 評価対象事業位置図	P. 1
1	東京都市計画道路放射第23号線 (世田谷区北沢四丁目～北沢五丁目)	P. 2
2	東京都市計画道路補助第74号線 (新宿区高田馬場四丁目～大久保三丁目)	P. 4
3	東京都市計画道路放射第9号線 (豊島区巣鴨三丁目～巣鴨五丁目)	P. 6
4	東京都市計画道路環状第3号線 (新宿区市谷薬王寺町～市谷柳町)	P. 8
5	東京都市計画道路補助第26号線 (目黒区中央町一丁目～同区鷹番二丁目)	P. 10
6	東京都市計画道路環状第2号線及び放射第31号線 (中央区晴海五丁目～港区東新橋一丁目)	P. 12

平成28年度第1回事業評価委員会 評価対象事業位置図

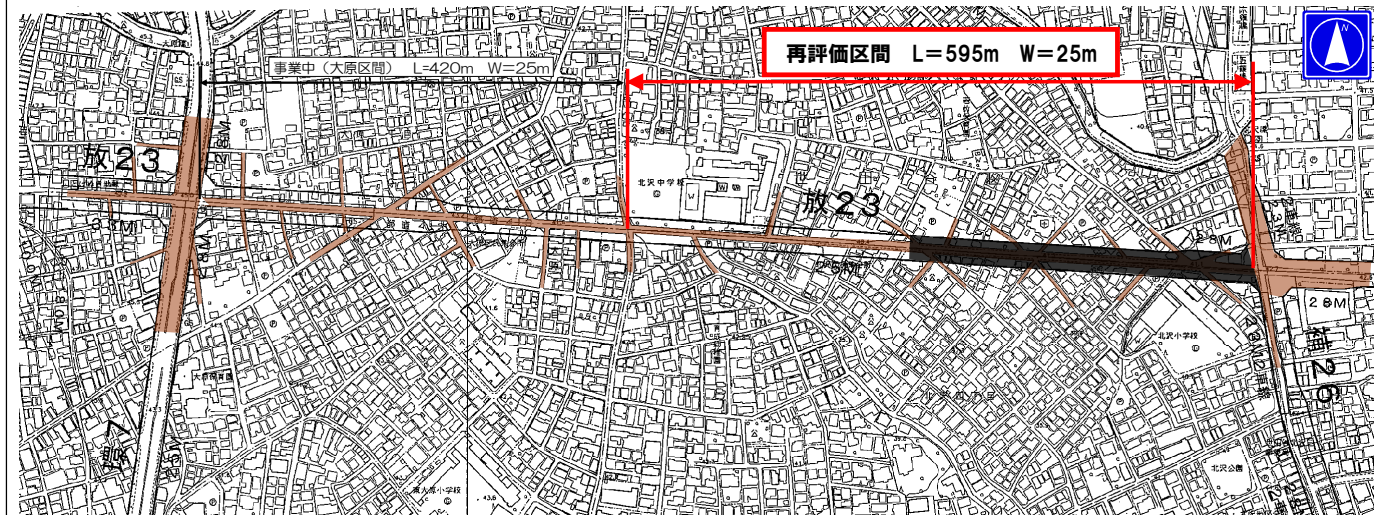


案件番号	事業種別	事業名 (事業箇所を括弧書き)	実施主体
街-1	街路事業	東京都市計画道路放射第23号線 (世田谷区北沢四丁目～北沢五丁目)	東京都 (建設局)
街-2	街路事業	東京都市計画道路補助第74号線 (新宿区高田馬場四丁目～大久保三丁目)	東京都 (建設局)
街-3	街路事業	東京都市計画道路放射第9号線 (豊島区巣鴨三丁目～巣鴨五丁目)	東京都 (建設局)
街-4	街路事業	東京都市計画道路環状第3号線 (新宿区市谷薬王寺町～市谷柳町)	東京都 (建設局)
街-5	街路事業	東京都市計画道路補助第26号線 (目黒区中央町一丁目～同区鷹番二丁目)	東京都 (建設局)
街-6	街路事業	東京都市計画道路環状第2号線及び放射第31号線 (中央区晴海五丁目～港区東新橋一丁目)	東京都 (建設局)

位置図

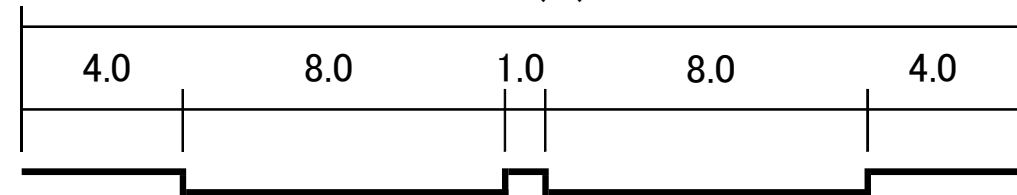


事業内容を示す図面



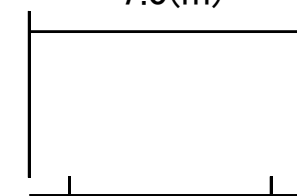
計画幅員

25.0(m)



現況幅員

7.0(m)



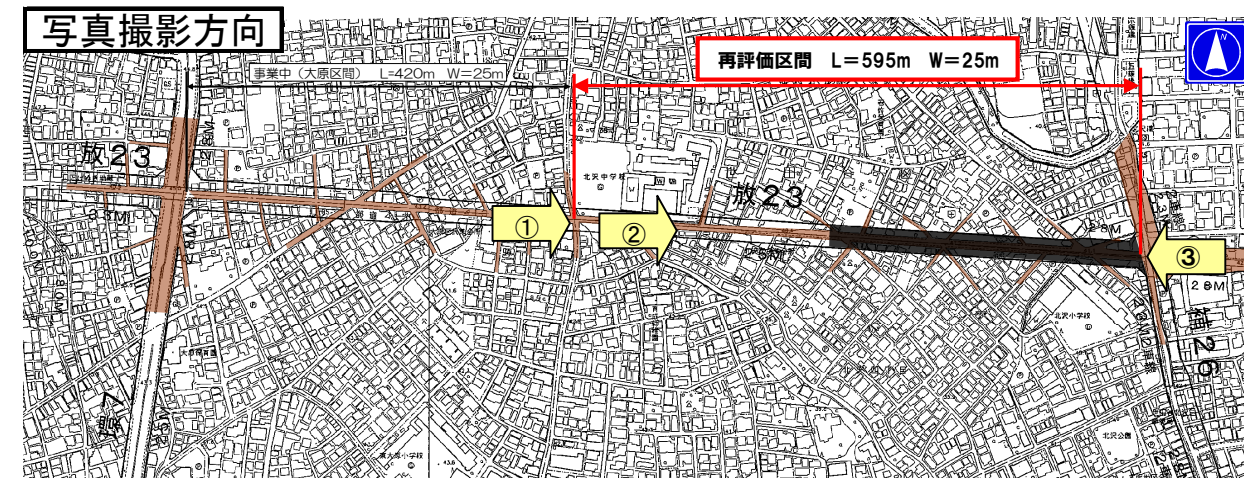
事業概要

放射第23号線は、港区北青山三丁目を起点とし、渋谷区及び世田谷区を経て杉並区松庵二丁目に至る延長約1.2km、標準幅員25mの都市計画道路である。

本事業はこのうち、世田谷区北沢四丁目から五丁目までの延長595mの区間について道路拡幅整備を行うものであり、都市の骨格を形成する幹線道路として、交通渋滞の緩和、災害時の避難道路や延焼遮断帯としての地域の防災性向上、生活道路からの通過交通の排除等を目的に整備を進めている。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路放射第23号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

事業内容を示す図面及び写真

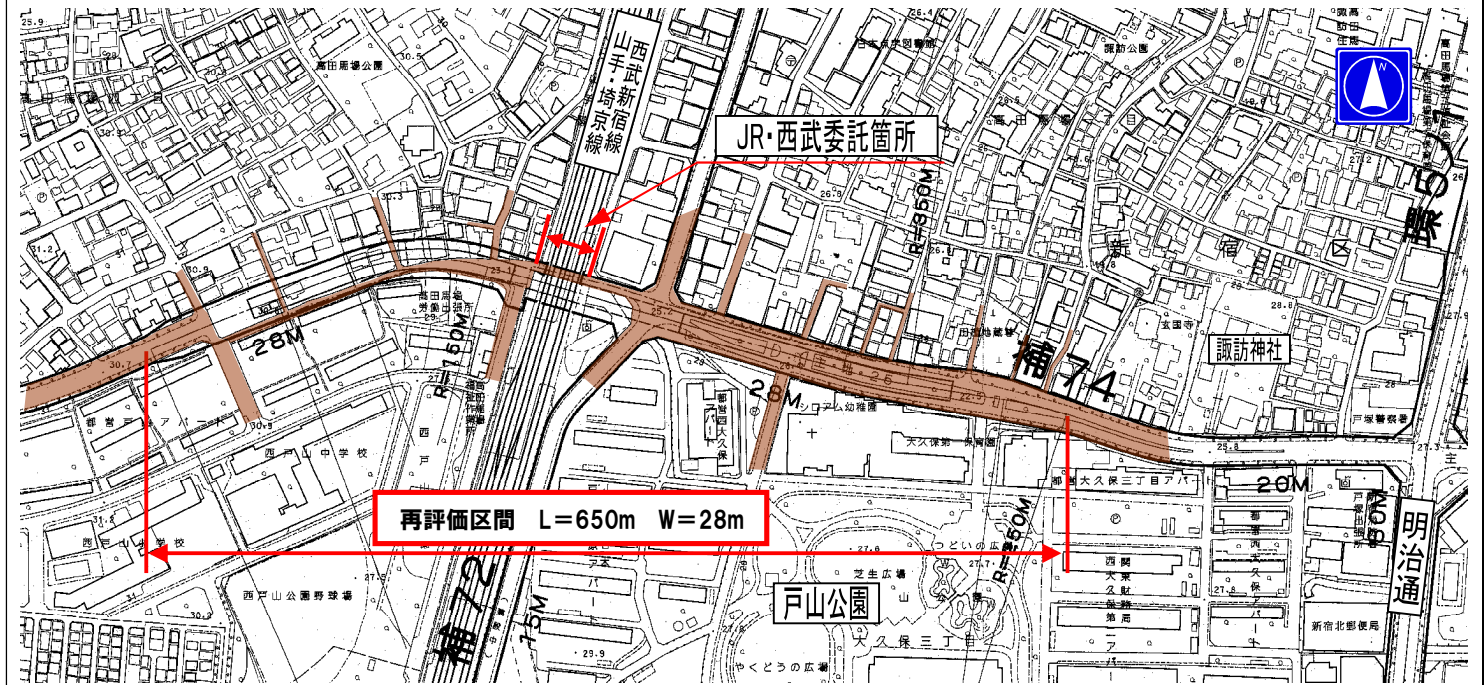


事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路放射第23号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

位置図

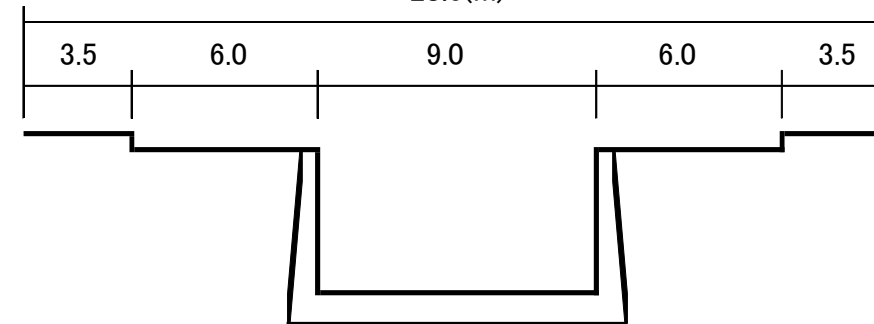


事業内容を示す図面



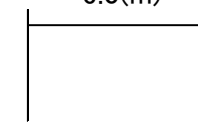
計画幅員

28.0(m)



現況幅員

(山手線交差点付近)
6.0(m)



事業概要

補助第74号線は、千代田区九段北二丁目（田安門交差点）から杉並区上井草四丁目（井草八幡前交差点）にいたる延長約1.5kmの都市計画道路であり、地域生活を支える基幹的な地域幹線道路として防災性の向上、交通渋滞の解消と地域開発の促進等を目的に整備を進めている。

また、住宅市街地整備総合支援事業により進められた都営戸山団地整備の良好な住環境の創出に資するものである。

本対象区間は、新宿区高田馬場四丁目から大久保三丁目のJR山手線・埼京線および西武新宿線との立体交差点を含む約650mの区間であり、6mの現道を28mに拡幅整備するものである。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路補助第74号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （5年間継続）
対応方針（案）	継続 ・中止

事業内容を示す図面及び写真

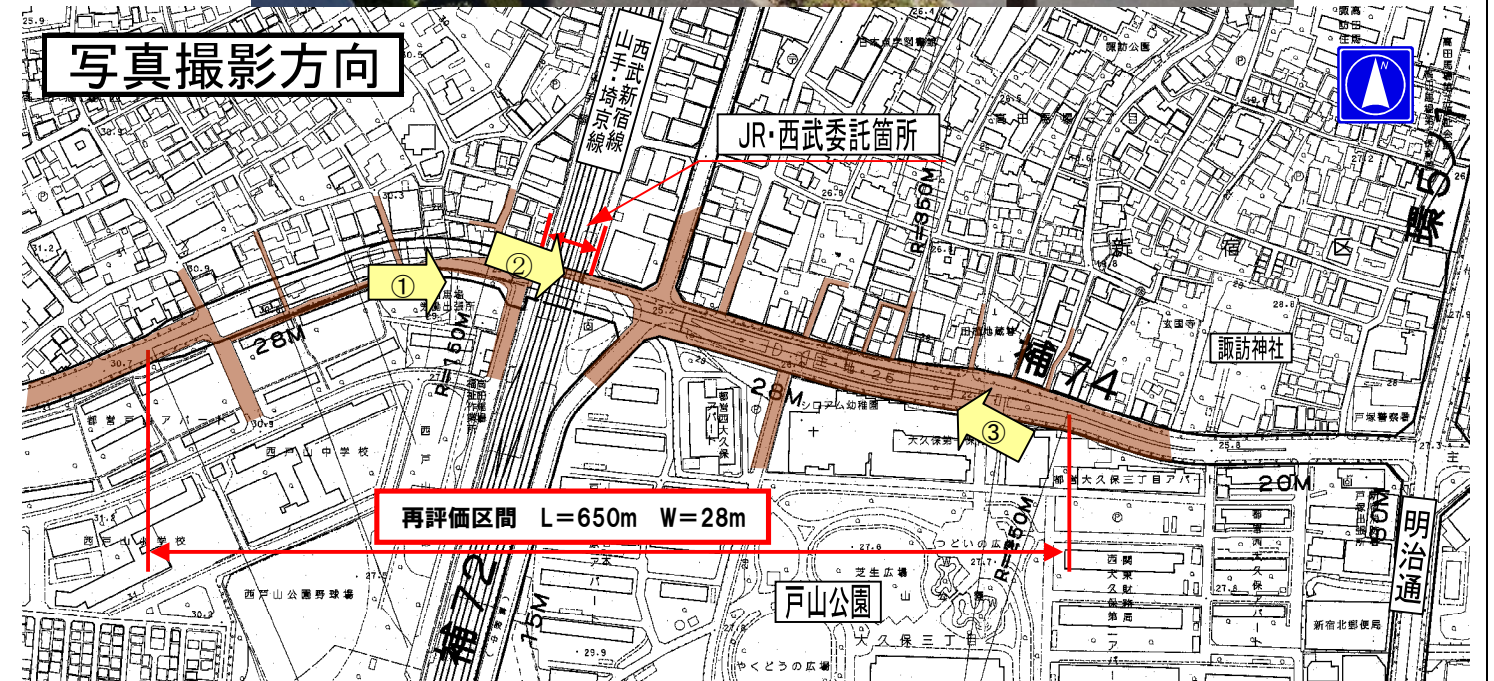
①



③



②

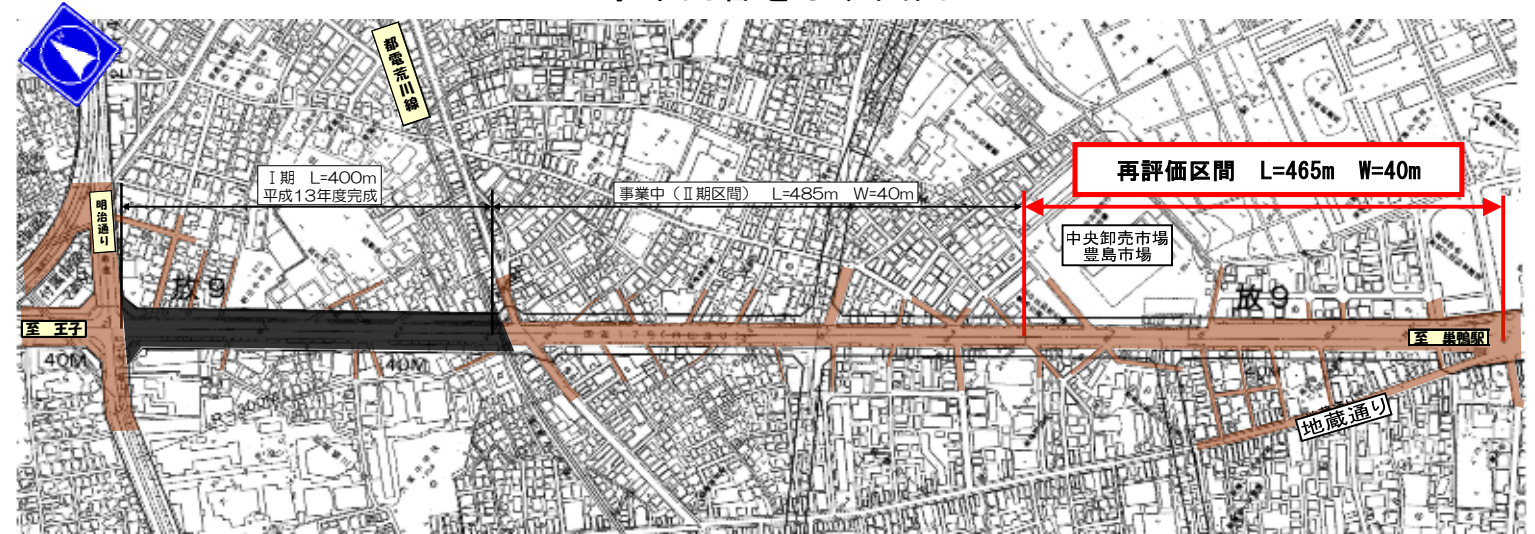


事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路補助第74号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

位置図

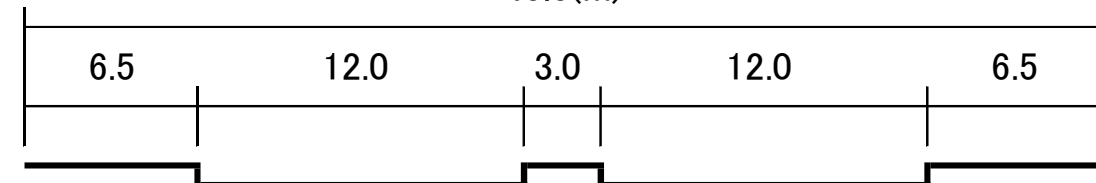


事業内容を示す図面



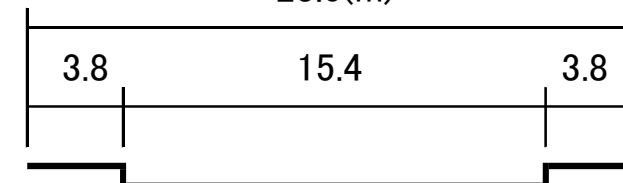
計画幅員

40.0(m)



現況幅員

23.0(m)



事業概要

本路線は、千代田区大手町一丁目から板橋区舟渡三丁目に至る、計画延長 L=14.9km の放射線道路であり、放射方向の周辺都市から都心部へ集中する交通需要に対し、環状線とのネットワークにより交通渋滞を解消する骨格となる路線である。また、本路線は、中仙道(国道 17 号)と呼ばれており、緊急輸送道路に位置づけられている幹線道路である。

当該区間は、明治通りから順次事業化してきているⅢ期区間 465m であり、現況道路幅員 23m を 40m へ拡幅整備するとともに、JR 山手線巢鴨駅に近傍であることから、高岩寺(とげぬき地蔵)や巢鴨地蔵通商店街等があり、非常に歩行者の多いため、車道拡幅整備による渋滞解消に合わせ歩行者空間を確保し、歩行者の安全性・利便性の向上を図る。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路放射第9号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

事業内容を示す図面及び写真

①起点部



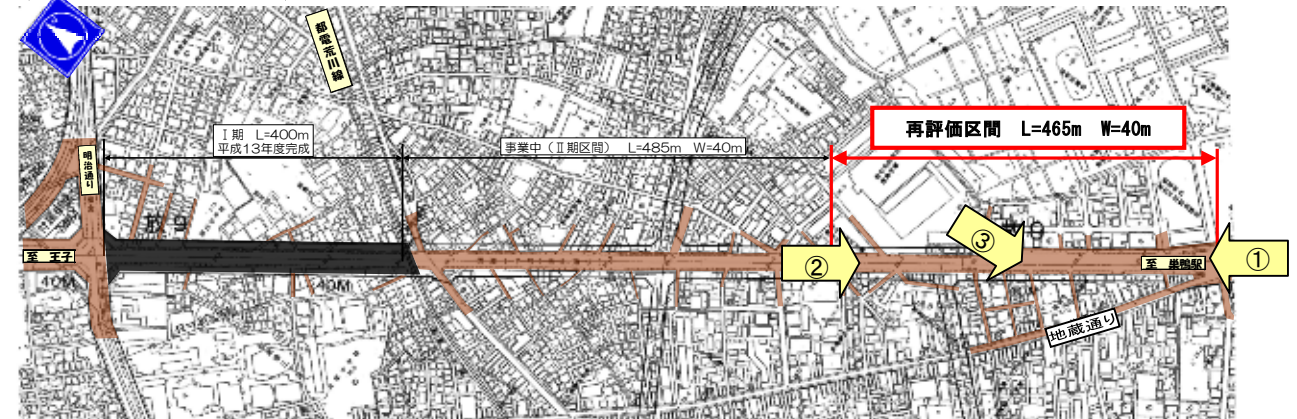
③高岩寺(とげぬき地蔵尊)



②終点部

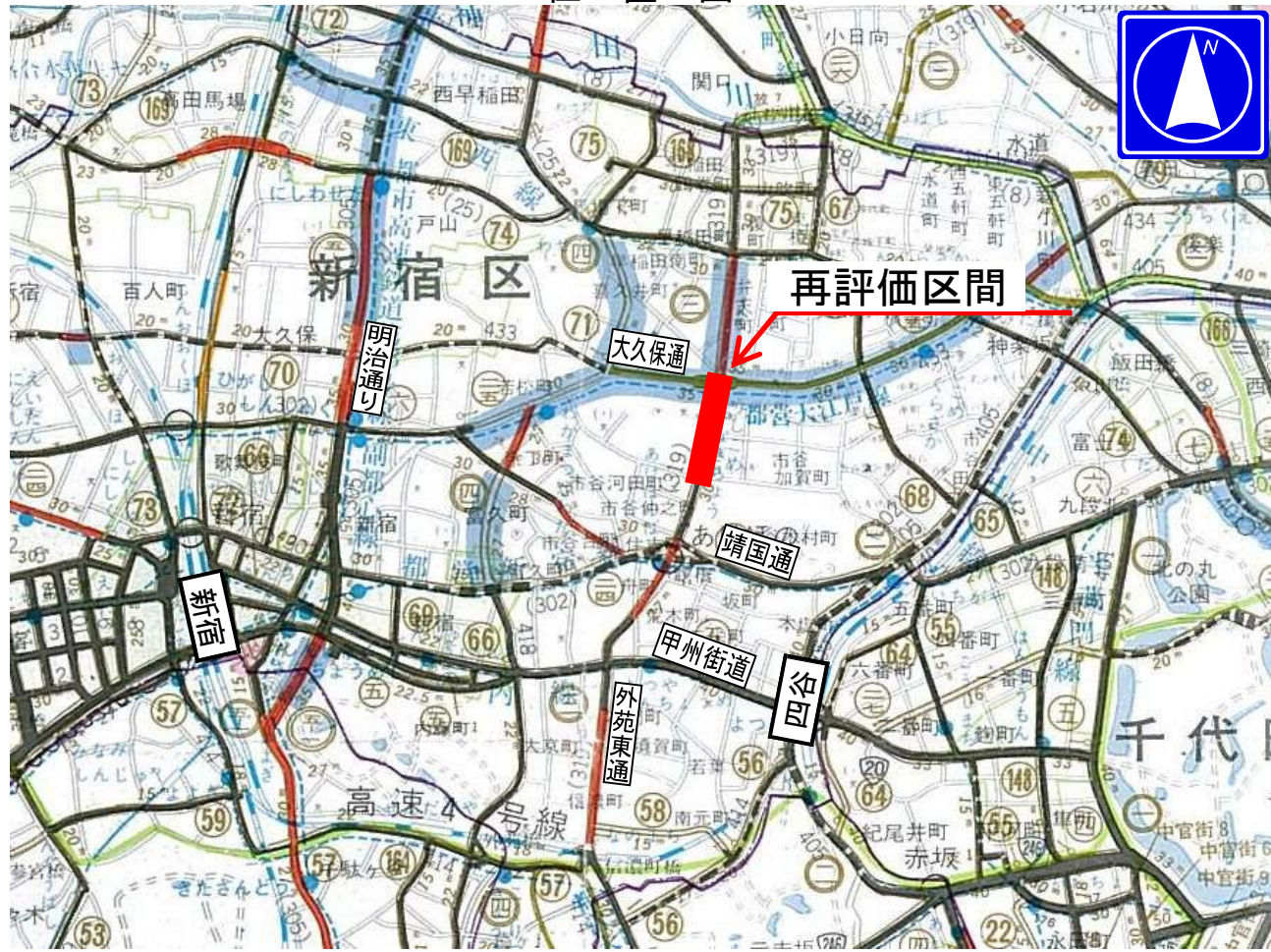


写真撮影方向

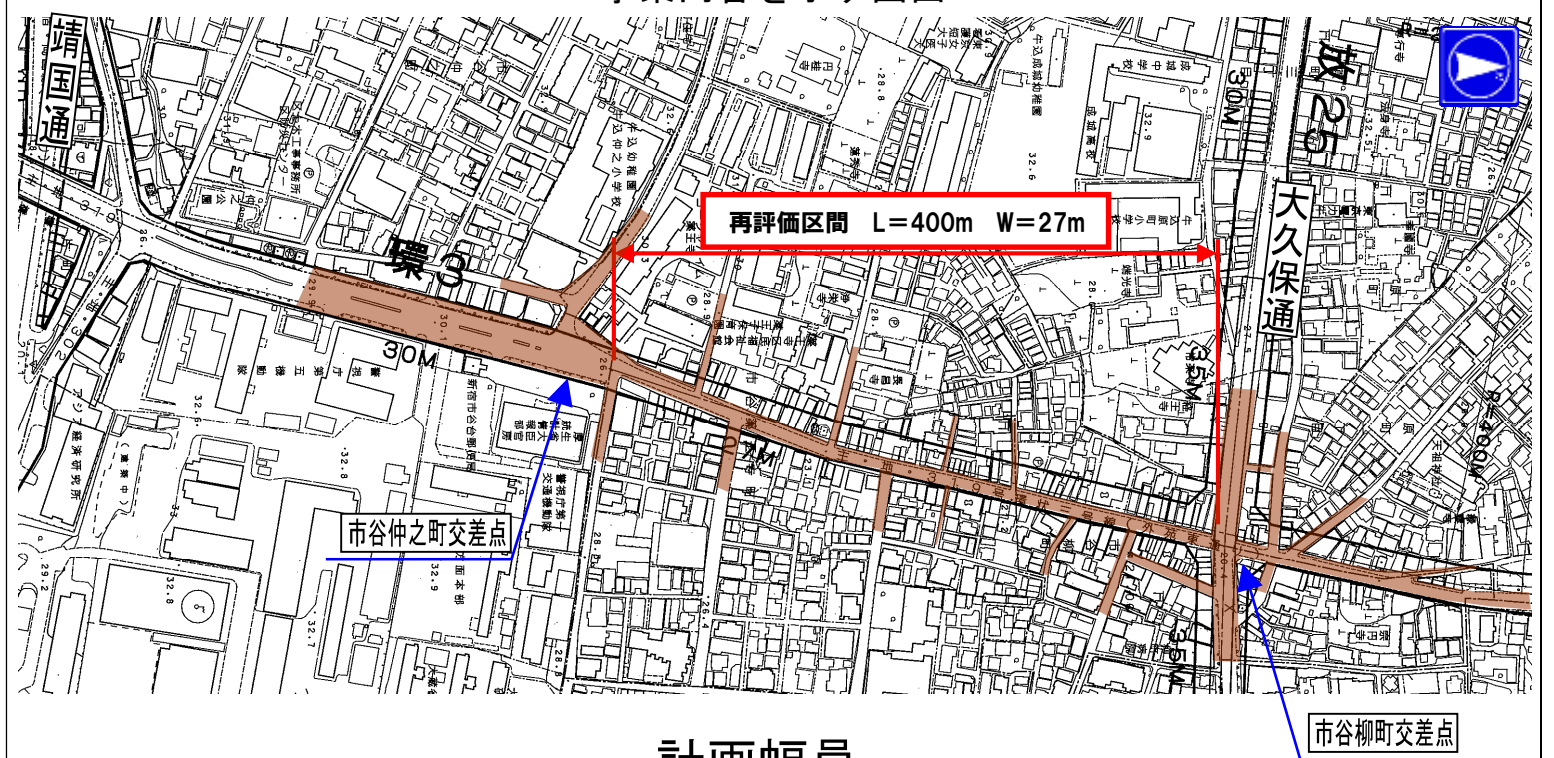


事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路放射第9号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

位置図

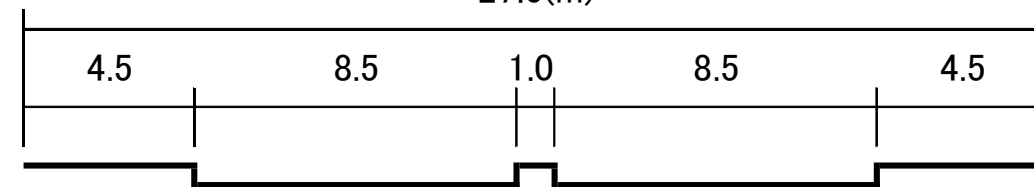


事業内容を示す図面



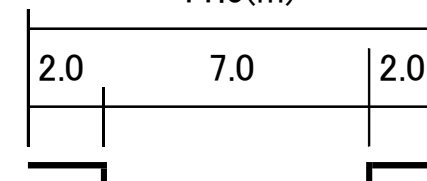
計画幅員

27.0(m)



現況幅員

11.0(m)



事業概要

環状第3号線は、中央区勝どき二丁目の放射第34号線（晴海通り）を起点とし、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区を経由し、江東区辰巳二丁目に至る延長約2.7kmの都市計画道路である。

本事業は、新宿区市谷薬王寺町から、新宿区市谷柳町の放射第25号線までの延長400mの区間について、現道11mから都市計画道路幅員27mへ拡幅改良するものである。

本区間の整備により、自動車交通の分散による交通渋滞の緩和、災害時の避難路や延焼遮断帯としての地域の防災性向上、歩道の拡幅と電線類の地中化による安全で快適な歩行者空間の確保などが図られる。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路環状第3号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 （5年間継続）
対応方針（案）	継続 ・中止

事業内容を示す図面及び写真

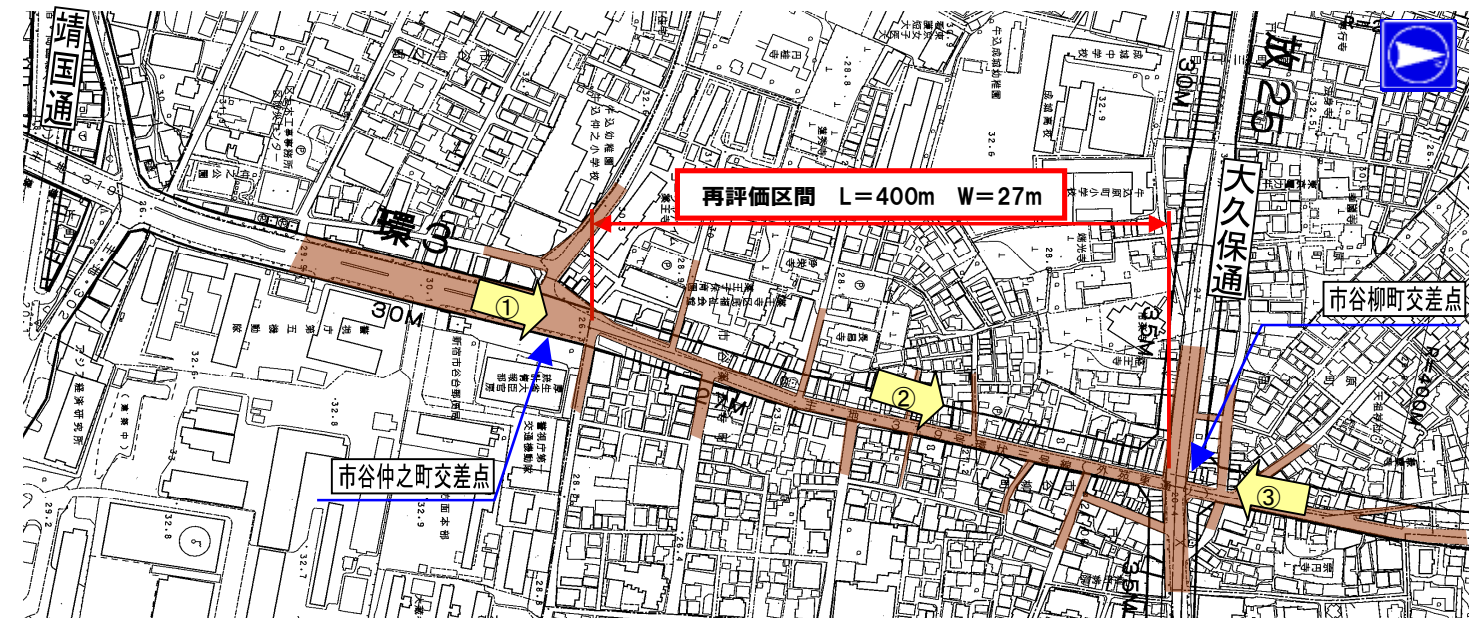
①



③



②

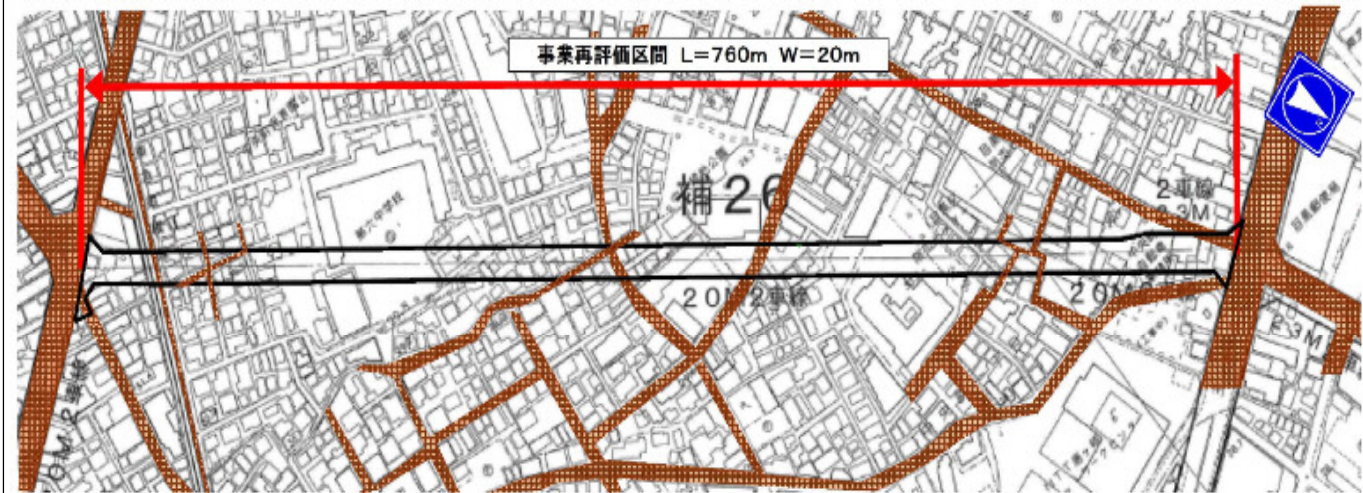


事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路環状第3号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・ その他 (5年間継続)
対応方針(案)	継続 ・中止

位置図

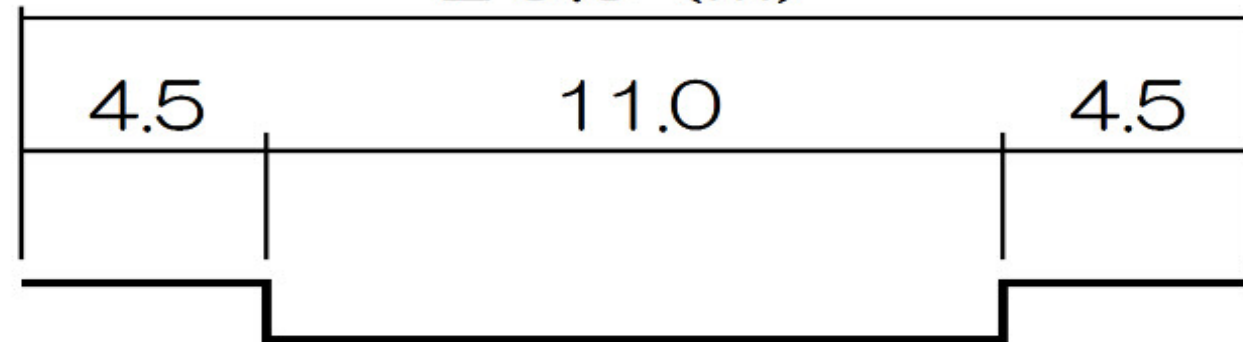


事業内容を示す図面



計画幅員

20.0 (m)



現況幅員

現道なし

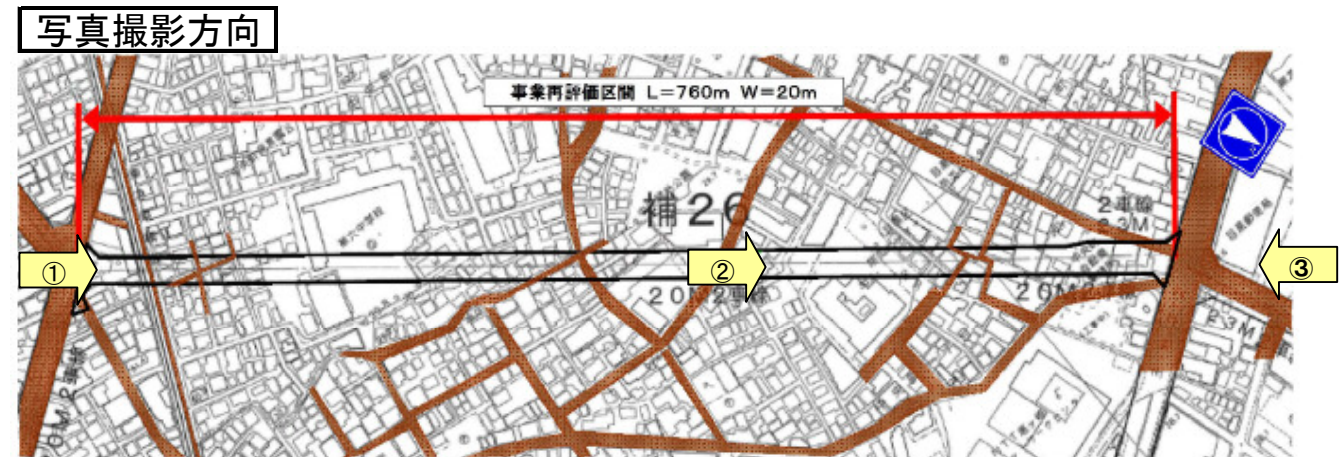
事業概要

補助第26号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、目黒、世田谷、渋谷、豊島の各区を經由し、板橋区氷川町を終点とする延長約2.2km、標準幅員20mの道路である。

本事業はこのうち、目黒区中央町一丁目から鷹番二丁目までの延長760mの区間について、道路整備を行うものであり、骨格幹線道路として交通渋滞の緩和、災害時の避難道路や延焼遮断帯としての地域の防災性向上、生活道路からの通過交通の排除等を目的に整備を進めている。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路補助第26号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・ <u>10年間継続</u> ・その他()
対応方針(案)	<u>継続</u> ・中止

事業内容を示す図面及び写真

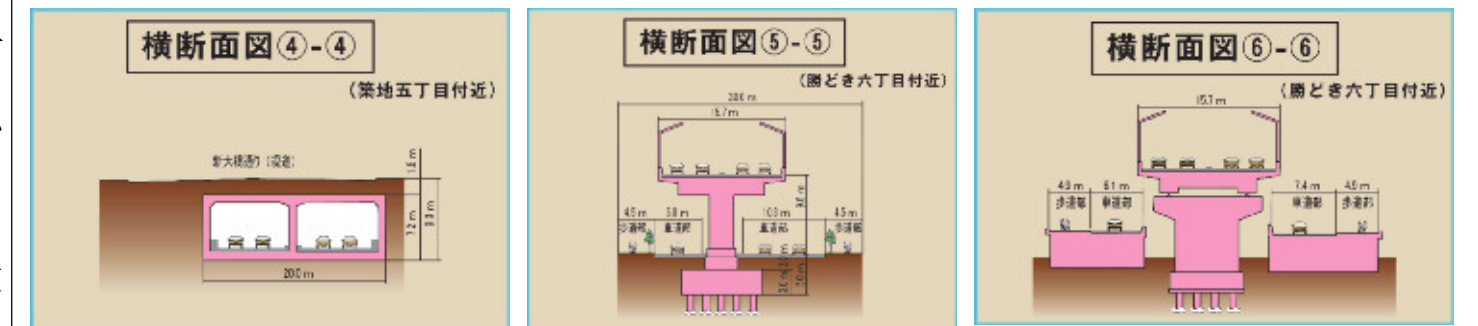
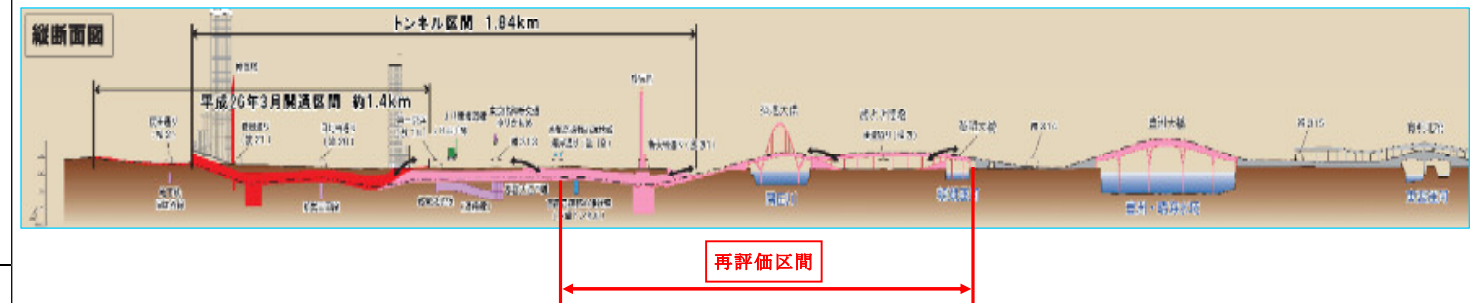


事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路補助第26号線
評価の実施主体	東京都知事
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・ <u>10年間継続</u> ・その他（ ）
対応方針（案）	<u>継続</u> ・中止

位置図



事業内容を示す図面



事業概要

環状第2号線は、江東区有明を起点とし、中央区、港区などを経て千代田区神田佐久間町を終点とする全長約14kmの都市計画道路である。本路線は、都市の骨格を形成し、都心部と臨海部を結ぶ重要な広域幹線道路ネットワークとして整備を進めている。

本事業は、環状第2号線のうち唯一の未整備区間となっている晴海・汐留間について、道路を新設するものである。これにより、開発の著しい臨海部と都心部を結ぶ交通・物流ネットワークの強化や並行する晴海通りの渋滞緩和などの地域交通の円滑化、臨海地区の避難ルート多重化による防災性の向上が図られる。

また東京2020オリンピック・パラリンピック開催時には、選手村と各競技会場を結ぶ幹線道路としても、その効果が期待される路線であり、競技大会を支える道路交通ネットワークである。

事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路 環状第2号線及び放射第31号線
評価の実施主体	東京都知事 舩添 要一
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・10年間継続・その他 ()
対応方針(案)	継続・中止

事業内容を示す図面及び写真



事業の種類	街路事業
事業の名称	東京都市計画道路 環状第2号線及び放射第31号線
評価の実施主体	東京都知事 舛添 要一
事業所管部署	東京都建設局道路建設部街路課
評価該当要件	5年間未着工・ <input checked="" type="checkbox"/> 10年間継続 <input type="checkbox"/> ・その他 ()
対応方針(案)	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 中止